



# 「教えて!マイナンバー」④

マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 『マイナンバー』確認ポイントと民間事業者の取り扱い

皆さんにマイナンバーをお知らせする「通知カード」が、来月10月以降、順次配布されます。今月は「通知カード」を確実に受け取っていただくための確認ポイントと、民間事業者の皆さんのマイナンバーの取り扱いについてお知らせします。



### 10月までに住所の確認を

「通知カード」は、市民の皆さんにマイナンバーをお知らせするカードです。今年10月から順次、住民票の住所に送付されます。(届くまで時間がかかることがあります。)

現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる場合、確実に「通知カード」を受け取ることができるよう、事前に住所変更の手続きを行ってください。

やむを得ない理由で住所変更ができない場合は、次の手続きで住民票の住所以外のお住まいの所に「通知カード」を送付します。

● **申請場所** 住民票のある市区町村の窓口

● **申請期限** 9月25日(金)まで

● **必要なもの** 居所登録申請書、本人確認書類の写し、居所に居住することを証する書類の写し

※申請書は市役所や相談機関などで入手可

● **やむを得ない理由(具体例)**  
震災やDV被害などによる避難者の方、長期入院中の方で、住民票の住所に誰も居住していない場合など



### 「マイナンバー」と同封書類の確認を

「通知カード」は、「簡易書留」で世帯ごとに送付されます。郵便が届いたら、「通知カード」に記載されている自分のマイナンバーを確認してください。

また、「通知カード」と一緒に「個人番号カードの申請書」や「マイナンバー説明書類」が同封されていますので、書類内容を確認してください。マイナンバーは、生涯使うものです。間違っ捨てないようしましょう。

### 同封されるもの

通知カード

マイナンバーの説明書類

交付申請書

返信用封筒

個人番号カードの申請書と返信用封筒

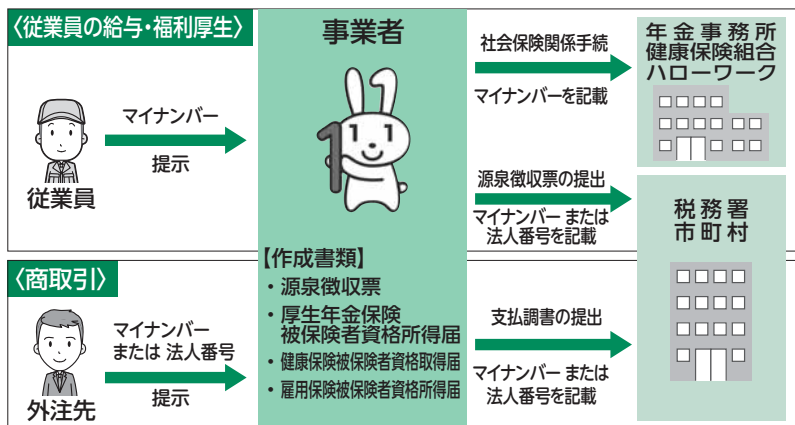


### 民間事業者の方もマイナンバーを取り扱います

民間事業者の方も、税や社会保障の手続きで、パートやアルバイトを含む従業員の方のマイナンバーを記載する必要があります。

○ **社会保障分野**  
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届、健康保険被扶

養者(異動)届、国民年金第3号被保険者関係届など



〈マイナンバーが使われる主な場面〉



### 取り扱いの注意点

マイナンバーの取得・利用・提供は、法律で定められた税と社会保障の手続きに使用する場合のみ可能で、それ以外の目的(社員番号や顧客管理)で取得・利用・提供することはできません。



### 法人番号が通知されます

今年10月から、法人には13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です。

※法人番号は、法人の支店、事業所等や個人事業者の方には指定されません。

マイナンバーコールセンター  
☎0570-20-0178  
※平日9:30~17:30  
(土日祝日、年末年始を除く)

「通知カード」に関する問い合わせ  
問 市民安全課窓口に ☎355-6494  
制度全般の問い合わせ  
問 政策課市政情報係 ☎355-5728